

令和2年(ウ)第4号 保全異議申立事件

債權者 [REDACTED] 外 2 名

債務者 四国電力株式会社

準備書面 5 - (3)

(債務者の補充書(4)に対する反論)

令和2年11月30日

広島高等裁判所第4部 御中

債権者ら代理人弁護士 中 村

卷之三

同 大 河 陽

ほか

本書面では、債務者の補充書（4）に対する反論を述べる。

目次

第1 実効性ある避難計画の欠如と人格権侵害の具体的危険	2
第2 債権者らの具体的な居住状況等を踏まえた避難方法を具体的に定めた避難計 画が存在しないことの問題	5
1 巨大地震による原発事故時には自宅にも近隣の避難所にも避難できないこ と	9
2 原発事故時に「他の適切な施設が避難所として開設されることが合理的に見 込まれる」などとは到底いえないこと	10

3 「約 2 8 mSv」 もの被ばくをする危険があること	11
(1) 一般公衆の被ばく限度 年間 1 mSv	12
(2) 1 0 0 mSv以下での被ばくによる健康被害	15
(3) 小括	15
第 3 新型コロナウイルス感染症下での避難	16
1 屋内退避	16
2 避難車両での避難	17
3 避難所	18
4 小括	19

第 1 実効性ある避難計画の欠如と人格権侵害の具体的危険

1 債務者は、深層防護の考え方においては、無条件に前段及び後段の対策が奏功しないという前提を置くことにより、各段階における対策がそれぞれ充実した十分な内容となるようしているのに対し、債権者らの人格権の具体的危険性の有無を判断するに当たっては、深層防護の各段階における対策が奏功しないことの「具体的な可能性」が正面から問われることになる。…前提として第 4 層までの対策が奏功しない「具体的な可能性」がなければ、債権者らの人格権が侵害される「具体的危険性」があるとは言い得ない。」、そして「本件 3 号機から放射性物質が異常に大量に放出され、周辺住民等の避難が必要となる事態に陥ることは、まず考えられない」旨を主張する（補充書）（4）・1 頁～3 頁）。

2 しかし、債務者の主張は、準備書面（5）－1 で詳述したとおり、本件原発は過酷事故を起こさないのであから、避難計画に不備があつても、債権者らの人格権を侵害しないというものであり、福島

原発事故前の原発安全神話から一歩も出ていないものである。

3 原発は深刻な被害をもたらす特異性を有することから、放射性物質を放出して人々を被ばくさせないために、少なくとも第1層から第5層（避難計画）までの防護階層を備えるものとされている。これは、国際的には、スリーマイル事故、チェルノブイリ原発事故などの度重なる原発事故を経て、1990年代には確立した知見となっている。詳細は、抗告理由書4の「第2」の「2」とおりである。

日本では、福島第一原発事故時には、第4層は事業者の自主性に任せられ、第5層の実効性は極めて不十分であったために、避難によって多数の死傷者を発生させ、人々に無用な被ばくをさせた。このことを受けて、福島第一原発事故後の法改正によって、設置法が、その目的に「事故の発生を常に想定」し、「確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施」すると定め（1条）、原子力災害特別措置法が「深層防護の徹底」（4条の2）と定めた（抗告理由書4の「第2」の「1」）。

深層防護にとって不可欠なのは、各防護階層の独立性である。各防護階層の独立性に基づくと、第3の防護階層までが機能しないことを前提として第4の防護階層（重大事故防止措置）における対策を講じることとされ、さらに、第4の防護階層までが機能しない場合を想定して、第5の防護階層（避難計画）における対策を講じることになる。このように、原発においては、「前段の階層で防護するから後段の階層については検討しなくてよい」という考えは許されないのであり、これを「前段否定」の考え方という。

また、逆に、後段の防護階層における対策が高度なものとなって

いることを理由として、前段の防護階層における対策を軽視することも許されない。これを「後段否定」の考え方という。

この前段否定及び後段否定の考え方に基づいて各層の独立性を確保し、各層において最高度の安全を備えたものでなければ、全体として「安全」とはみなさないというのが原発の安全に関する国際的な基準である。

福島第一原発事故後、第4層（シビアアクシデント対策）が強化されたから、第3層までについては、合理的に予測される程度の自然災害（例えば、80～90%をカバーできる程度）を考慮すれば足りるという考え方は許されない。例えば、地震動でいえば、基準地震動は当該原発を襲う可能性がある地震動をカバーしているといえるものであること、基準地震動を超える地震動が当該原発を襲うこととはまずないといえるものであることが必要である。

また、同様に、第4層（シビアアクシデント対策）までが万全であっても、第5層について不十分であれば、原発が内在するリスクを社会通念上許容できるとはいえず、法的には安全と評価してはならないということである。

福島第一原発事故を経た我が国においては、いかに第4層までの対策が万全だとしても、絶対的安全が観念できない以上、これらが破られるリスクはゼロにはならない。それでも原発の稼働が容認されるのは、第5層も前段否定の論理によって万全を期すからであり（比ゆ的に言えば、万が一の事故に備えて救命胴衣を用意しているからであり）、第5層の避難計画が実効性を欠くのであれば、その原発は社会通念上許容できないリスクを有しているといえ、人格権侵害の具体的危険があることになる。

4 第5層について、その他の防護階層とは別個独立に判断した決定

は、複数ある。

例えば、川内原発の運転差止め仮処分命令申立事件の即時抗告審において、福岡高等裁判所宮崎支部は、住民等の人格権（生命、身体に係る権利）に対する違法な侵害行為のおそれがあるといえる場合として、「現行法制度の下においては、発電用原子炉施設に起因する原子力災害の発生等に対する周辺住民の避難計画が全く存在しないか又は存在しないと同視し得るにもかかわらずあえて当該発電用原子炉施設を運転等するような場合」を挙げている（福岡高等裁判所宮崎支部平成28年4月6日付決定・270頁）。

伊方原発3号機の運転差止め仮処分命令申立事件の即時抗告審において、高松高等裁判所も、上記の福岡高等裁判所宮崎支部決定と同じ判示をしている（高松高等裁判所平成30年11月15日付決定）・360頁。

これらの決定は、第5層（避難計画）の実効性について、その他の防護階層とは別個独立に判断している。これは、「事故の発生を常に想定」し「確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るために必要な施策を策定し、又は実施」（原子力規制委員会設置法1条）、「深層防護の徹底」（原子力災害特別措置法4条の2）という法の趣旨に沿っており、評価できる。なお、これらの決定は、人格権侵害の具体的危険を認める場合を大幅に限定している点で、住民の生命、健康、生活を軽視しており、極めて不十分である。

第2 債権者らの具体的な居住状況等を踏まえた避難方法を具体的に定めた避難計画が存在しないことの問題

1 債務者は、原子力災害対策指針の「原子力災害対策重点区域」（原

子力発電所から概ね 30 km 圏内) を含む地方公共団体であるところ、債権者らの居住地は「原子力災害対策重点区域」ではないから、債権者らの居住状況等を考慮した具体的な避難計画が策定されていないことは何ら問題ではない旨を主張する（債務者の補充書（4）7 頁～8 頁）。

2 しかし、原子力災害対策指針は、債務者も認めるとおり（債務者の準備書面（1）2 頁脚注 1・脚注 2）原子力災害対策重点区域を「目安」としている。これは、指針の目的が「国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要」とし（乙 106・1 頁）、「なお、この目安については、主として参考する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。」（乙 106・40 頁）とあることに照らせば、避難が困難な区域であれば、その地域に居住する住民の生命及び身体の安全を守るために重点区域とする趣旨であると考えられる。そして、債権者らの住所地は、本件原発から 30 数 km 地点に所在し、重点区域に密接している。しかも、いずれも島であって、避難が極めて困難である。まさに、重点区域とすべき地域である。（以上、準備書面 1・2・7 の補充書 1・11 頁）

また、実際に、福島第一原発事故では、準備書面 1 の「第 1」の「2」で述べたとおり、原発から約 250 km の範囲まで公衆被曝限度を超える汚染が広がった。さらに、近藤駿介氏の予測では、原発から約 250 km 以遠にも避難を求める区域が発生する恐れが予測されていた（甲 630）。また、福島県相馬郡飯舘村は、原発から約 30 km から約 50 km の範囲に位置するところ、現在の避難基準（20 mSv/年。大量の被曝を強いる極めて不十分な避難基準である。）に基づき避難指示区域に指定され、事故から約 6 年経過した 2

017年によりやく避難指示が解除された。このように放射性物質が大気中に放出され、風に乗って自由に漂い汚染を拡散させる現実に照らせば、原発から30km地点までしか重点区域にしないことは極めて不合理である。

そもそも、原子力災害対策指針の事故想定は、過小である。このことからも、同指針の定める原子力災害対策重点区域も過小な範囲である。

すなわち、原子力規制委員会が原子力災害指針を策定するに当たり、あるいは、全国の地方自治体の避難計画の策定を支援するにあたり、想定している事故の規模に関して、次の事実が認められる。

(1) 原子力規制委員会は、平成25年4月3日までに新規制基準による安全目標として、事故時のセシウム137の放出量が100テラベクレルをこえるような事故の発生頻度を100万炉年に1回程度を超えないように抑制されるべきとした
(甲862)。

(2) 原子力規制委員会は、平成25年6月に策定した「実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド」で、有効性評価の手法として、「セシウム137の放出量が100テラベクレルを下回っていることを確認する。」とした(甲863)

(3) 原子力規制委員会は、関係自治体が地域防災対策を策定するにあたり、リスクに応じた合理的な準備や対応を行うための参考とすることを目的として、事故における放出源からの距離に応じた被ばく線量と予防的防護措置による低減効果について全体的な傾向を捉えるための試算を示したが、このとき想定した事故の規模は、セシウム137の放出量が100テラベクレル

というものであった（甲864）。

(4) 原子力規制委員会田中俊一委員長は、平成27年5月13日に開催された第189回国会参議院東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会において、山本太郎議員の質問に対し、全国の避難計画が、セシウム137の放出量が100テラベクレルという規模の事故を前提に策定されている旨、そして、100テラベクレルの根拠は、新規制基準では「シビアアクシデントが起こらないような対策を求めている」からである旨回答した（甲865・29頁）。

(5) 福島原発事故におけるセシウム137の放出量は、東京電力の試算では、1万テラベクレル（10ペタベクレル）である（甲866）。

以上の事実から、原子力規制委員会は、原発周辺自治体に対し、最大でもセシウム137の放出量が100テラベクレルの事故を想定して避難計画を策定するよう支援（指導）していることが判るし、そのことから、原子力災害対策指針自体も、その事故想定を前提に策定されていることが窺える。セシウム137の放出量100テラベクレルの事故は、福島原発事故時に放出された多数の放射性物質のうちのたった1種類のセシウム137に着目し、しかもそのセシウム137の放出量のわずか100分の1の規模の事故である。原子力規制委員会は、新規制基準では、各事業者にシビアアクシデント対策を義務付けたから、最悪でもこの規模の事故に納めることができると主張しているのである。

新規制基準に適合した原発ではセシウム137の放出量が100テラベクレル以上の事故は起こらないという想定は、極めて甘い。これは、新たな安全神話であるとしか言いようがない。

4 以上のとおり、債務者の主張するように避難の困難性・被害の深刻性を考慮することなく形式的に30km圏内か否かで切り捨てることは、事前に避難計画を策定し、その実効性を確保する機会を奪っており、債権者らの人格権侵害の具体的危険がある。

また、債務者は、避難等を要するか否かは、OILの基準に基づく空間放射線量率で判断されることとされているのであるから、債権者らの防護措置が不足するものではない旨を主張する（債務者の補充書（4）8頁）。しかし、OILの基準に基づく避難とは、基本的には、まずは屋内退避をし、放射線量が $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$ に達すると数時間内に避難を実施することになるものである。これについては、既に債権者らが主張済みのとおり（準備書面1・2・7の補充書3等）、屋内退避は困難で、非現実でもあり、避難経路・船舶・港湾等も損壊・寸断・渋滞等によって使用することは極めて困難であり、避難の実効性は欠如している。

第3 「債権者らの主張は抽象的な可能性を述べるものにとどまり、現状の防護措置の枠組みが合理性を失うものではないこと」について

1 巨大地震による原発事故時には自宅にも近隣の避難所にも避難できること

債務者は、債権者の自宅にも近隣の避難所にも巨大地震の発生時には避難できない旨の主張に対して、「かかる主張は、巨大地震発生時には島内でほぼ全ての建物が倒壊ないしは倒壊の恐れがある状況に至るとの主張と同義であり、およそ現実的ではない抽象的な可能性を述べるものに過ぎない。」と主張する（債務者の補充書（4）9頁）。

しかし、債権者らの自宅はいずれも巨大地震には到底耐えられな

いと考えられること、島内で地震時の避難所として指定されている場所は、小学校のグラウンドという屋外で放射性物質を浴びる場所であったり、老朽化した小学校の体育館や地区館の耐震性が不十分であると考えられることを、代理人が現地を訪れた際の普段から島で生活して地区館を利用している島民の発言や会議録を基に、具体的に主張疎明している（準備書面 1・2・7 の補充書 3 「第 2」）。債務者の主張する危険性は、債務者の主張するような「およそ現実的ではない抽象的な可能性」などというものではない。

2 原発事故時に「他の適切な施設が避難所として開設されることが合理的に見込まれる」などとは到底いえないこと

債務者は、自宅での屋内退避が困難であり、かつ事前に一般災害等の避難所として指定されている施設での屋内退避も困難である場合であっても、「他の適切な施設が避難所として開設されることが合理的に見込まれる」と主張する（債務者の準備書面（4）・9 頁）。

しかし、巨大地震による原発事故が発生すると、地震による建物倒壊、道路の寸断、港湾の損壊、渋滞、死者・負傷者の発生が想定されるところ、そのような自然災害への対応ですら大変である中で、さらに島に居住する債権者らが、巨大地震でも倒壊することなく、かつ、放射性物質を避けられるような、堅牢で密閉性を備えた施設を確保することができるとは到底考えられない。

山口県は、地震による被害想定として（甲 960 の 1～3），例えば中央構造線断層帯の地震について，

急傾斜地崩壊の危険度が高い箇所 480 箇所

地すべりの危険度が高い箇所 48 箇所

山腹崩壊の危険度が高い箇所 177 箇所

全壊棟数 2470 棟

半壊棟数 12, 116棟
焼失棟数 402棟
死者 97人
負傷者 922人
重傷者 106人
緊急輸送道路の被害箇所 34箇所
橋梁・高架橋の被害箇所 2箇所

などの甚大な被害を想定している（甲960の2「表5-1」）。
山口県全体がこのような面的に広範囲で重大な被害を受けることから、県が、債権者らの居住する島々へ救援する人員を派遣することも困難である。

さらに、山口県のみならず、巨大地震が起きれば、愛媛県や岡山県、広島県など広範囲に巨大地震による被害は及び、死傷者の多数発生、住居の全半壊、道路の寸断・損壊、港湾・空港の損壊などが複数の県にわたって発生する。

このような非常事態において、全国から果たして、債権者らの居住する島々に、いつ、何人、どのような交通手段で救援に向かうのか、何も反対疎明はなされていない。

3 「約28mSv」もの被ばくをする危険があること

債務者は、島外への避難も困難な事態に至った場合には、島外に避難するまでにある程度の時間を要旨、債権者らが「少量の被ばくをする可能性もあり得るかもしれないが、だからといって、かかる防護措置の枠組みが合理性を失うわけではない。」とし、その「少量の被ばく」について「約28mSvに留まり、100mSvを大幅に下回る。」と主張する（債務者の補充書（4）・10頁）。

しかし、約28mSvもの被ばくを強いられることは、次のとお

り、社会通念上許容されていない。

(1) 一般公衆の被ばく限度 年間 1 mSv

法令上、一般公衆の被ばく限度は、1 mSv／年である。

ア 「周辺監視区域」の外側の線量限度

原子炉等規制法は、福島第一原発事故を受けて「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」を目的とすることを明示した（1条）。同法を受けた「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」は、第2条第2項6号で、「周辺監視区域」を、「管理区域の周辺の区域であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。」と定める。具体的には、「周辺監視区域」とは原発の敷地内の最も外側である。同規則を受け、原子力規制委員会は、「周辺監視区域」の外側の線量限度について、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下、「線量告示」という。）の2条1項1号で、「一年につき一ミリシーベルト」と定める。つまり、法令上、「周辺監視区域」の外側のいかなる場所も、年間1ミリシーベルト以下でなければならないとされている。

イ 許可申請時

「周辺監視区域」の外側のいかなる場所も年間1ミリシーベルト以下でなければならないことは、原子炉設置許可申請時から求められている。すなわち、原子炉設置許可申請について定めた炉規法43条の3の5第2項9号は、「発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項」を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならないと定める。この規定を受けた「実用発電

用原子炉の設置、運転等に関する規則」3条6号ハは、具体的記載事項として「周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果」と定める。「周辺監視区域の外における実効線量」は、上述の線量告示のとおり「一年間につき一ミリシーベルト」が上限である。つまり、原子炉設置許可申請時にも、周辺監視区域の外における実効線量が年間1ミリシーベルト以下であることが求められている。

ウ 稼働中

原子炉設置者は、発電用原子炉施設を原子力規制委員会規則で定める「技術上の基準」に適合するように維持しなければならない（炉規法43条の3の14）。そして、原子炉設置者は、当該施設について定期検査を行い、その発電用原子炉施設が第43条の3の14の「技術上の基準」に適合しているかを確認する（炉規法第43条の3の16第2項）。

「技術上の基準」とは、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」である（同規則前文）。同規則39条1項1号は、「周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること」を要求する。

「原子力規制委員会の定める濃度限度」を定めたものが線量告示第8条1項である。同項6号は、「外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空气中又は水中の放射性物質を吸入摂取又は経口摂取するおそれがある場合にあっては、外部被ばくによる一年間の実効線量の一ミリシーベルトに対する割合と空气中又は水中

の放射性物質の濃度のその放射性物質についての空気中又は水中の放射性物質の前各号の濃度に対する割合との和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度」と定める。そして、線量告示第10条2項によると、実効線量は、外部被曝による実効線量と内部被曝による実効線量の和である。内部被曝は、吸入摂取又は経口摂取する、空気中又は水中の放射性物質の濃度によって実効線量が決まることから、「濃度限度」は実効線量が1ミリシーベルト以下となるよう定められているといえる。これらから、線量告示第8条1項6号は、外部放射線及び内部放射線により被曝する可能性がある場合には、その総量が実効線量年間1ミリシーベルトを超えないような濃度を濃度限度とするよう定めている。

つまり、原子炉稼働中も、周辺監視区域の外における実効線量が年間1ミリシーベルト以下であることが求められている。

エ 白血病の労災認定基準

白血病の労災認定基準は、年間5mSv×従事年数という基準が用いられている（昭和51年11月8日基発第810号「電離放射線障害に係る疾病の業務上外の認定基準について」）。

オ 年間1mSv以下になってから帰還させよ

日本が福島第一原発事故の避難指示解除基準を年間20mSvとしたことについて、国連は年間1mSv以下になってから帰還されるようにと再三指摘をし続けている（準備書面（5）—2「第12（2）」）。

カ 小括

以上のとおり、公衆被ばくの限度は年間1mSvであり、被ばく労働者については年間5mSvで労災が認定されること、年間1mSv以下になるまで帰還させるべきではないと国連から再三批判を

されていることに照らせば、「約28mSv」もの被ばくは、債権者らの生命、健康を著しく侵害する被ばく量であるといえる。

(2) 100mSv以下の被ばくによる健康被害

100mSv以下の被ばくであっても、この数値以下であれば安全という「しきい値」は認められておらず、被ばく量に比例してリスクが増加するというLNTモデル（しきい値なし直線モデル）が国際的な機関で広く承認されている（甲621・「4.4.1」の「2) 被ばく線量と発がんリスク」402頁）。

実際に、いずれも世界的に権威ある専門誌に、いずれも世界的に権威ある大学の教授等によって、2010年代に公表された最新の研究結果によって、

(1) 平均年間1.1mGy、平均累積被曝量15.9mGy程度の極低線量・極低線量率による白血病リスクの増加

(2) 平均累積結腸被曝量20.9mGyという極低線量による全固形がんリスクの増加

が明らかである（抗告理由書4の補充書1・「第2 2 (2)」）。

現時点では、100mSv以下の線量においても白血病を含むがんのリスクが科学的に明白に存在し、統計的にも有意であることは、もはや争点たり得ない事実である。

(3) 小括

以上から、「約28mSv」もの被ばくをする危険性は、法令上も社会生活上も到底許容されるものではない。

しかも、債権者らは、被ばくすることによるメリットは何もない。債権者らが原発内での労働に従事して生計を立てているわけでもなく、レントゲンを撮ることで病気の検査をするといったメリットもないままに、被ばくだけをさせられることを鑑みると、

年間 1 mSv を超える被ばくを許容するような避難計画は、もはや避難計画の体をなしていない。

第3 新型コロナウイルス感染症下での避難

債務者は、新型コロナウイルスの感染防止に関しては、国として、具体的な留意事項も含めた原子力災害時の防護措置に係る考え方を示すなどの対応を既に行っているのであるから、それらに基づいて適切な対応がとられることが合理的に見込まれる旨を主張する（債務者の補充書（4）12頁）。

しかし、新型コロナウイルス感染症下での避難については、国が抽象的な考え方を示したにすぎず、次のとおり、実際上の具体的な問題点は何ら解決されておらず、避難に実効性があるとはいえない。

1 屋内退避

「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」（甲1253）では、「自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気は行わない。」とされている。

しかし、不特定多数の住民が集まってくる指定避難所（学校の体育館など）における屋内退避の場合に原則換気を行わないことは、たとえ被ばくからの防護ができるとしても、新型コロナウイルス感染症の感染が連鎖し、大規模な集団感染が発生する危険が大きい。九電の玄海原発を抱える佐賀県玄海町役場の担当者は「放射能対策と換気の兼ね合いは困難」と指摘している（甲1254）。

新型コロナウイルス感染症による生命、身体に対する危険が大きいと分かっている屋内退避をあえて実行することなど到底できるも

のではない。特に債権者らは高齢者であり、新型コロナウイルス感染症に罹患するとリスクが高い。その結果として、屋内退避が出来ず、放射性物質からの防護をすることができなくなる。

自然科学などの研究者らで構成する日本科学者会議（共同代表幹事は名古屋大学素粒子宇宙起源研究所の益川敏英名誉所長（同大特別教授）と昭和女子大学の伊藤セツ名譽教授）は、「原子力施設がひとたび事故を起こせば放射性物質防護のために屋内退避が不可欠で「密室」をつくるねばならない。新型コロナ対応とは相反する条件となる」「原発事故からの避難が極めて困難であることは、福島第一原発事故で浮き彫りになった。ましてや、コロナ禍のもとでの原発事故からの避難となると、仮に避難できたとしても、避難場所そのもので感染爆発、修羅場となりかねない。」と警告し（甲1254・甲1255・1枚目）、「最低でも運転中の原発6基（関西電力3基、九州電力3基）の運転の停止を求める。」（甲1255・2枚目）を重大な懸念を表明している。

2 避難車両での避難

(1) 内閣府による2020年6月2日付「感染症の流行下でのUPZ内の防護措置（案）」（甲1257）においては、避難車両での避難について「感染者（軽症者等）とそれ以外の者では、車両を分ける、座席を離す等を行い避難。」「（例）・マスクを着用し、座席を十分離して着席。」「・追加車両の準備やピストン輸送の実施。」と記載されている。

上記案は「座席を離す」ことによって一度に乗車できる人数は従来より減ることになり、残った避難者らを「追加車両」あるいは「ピストン輸送」にて避難させる計画である。

(2) しかし、地震による原発事故の際には、道路の寸断・損壊、土

砂災害、大渋滞といった道路状況が予想される中で、バスに乗り合っての避難の場合、かなりの長時間、密閉・密集した車内で過ごすことになり、新型コロナウイルス感染症による生命、身体への危険が大きい。この危険を考慮すると、バスや自家用車に乗り合っての避難を選択することができず、放射性物質からの迅速に避難をすることができない。また、乗車人数を減らしたピストン輸送では、乗車人数も限られ、避難先との往復にも時間を要するため、何日経っても住民ら全員が避難することができずに、長期間被曝することになる。その間に、住民は、密閉した屋内退避の環境下で何日間も待機し、感染の連鎖が発生しかねない。

- (3) 加えて、避難車両として主に用いられるバスの運転手は、被ばくのリスクに加えて新型コロナウイルス感染症の感染リスクまで負わなければならない。従来の避難計画であっても民間のバス会社の協力を得ることが難しいにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症のリスクを負ってまで原発事故避難に協力してもらえるバス会社、運転手を十分に確保することは極めて困難である。
- (4) また、福島第一原発事故時の双葉病院の入院患者らの避難の悲惨な経験（抗告理由書4「第2」の「4」）に照らせば、ピストン輸送を待っている間に原発事故の進展によって放射線量が高まり、人が近づけなくなる危険もある。そうすると、救助活動の中止につながり、住民は放射線量の高い環境に長時間滞在することになり被ばくを強いられ、ひいては避難できずじまいになる恐れも十分にある。

3 避難所

内閣府の「感染症の流行下でのU.P.Z内の防護措置（案）」（甲1-257）によると、「避難所等」においては「感染者（軽症者等）

は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。」「避難先施設では、密集を避ける。」とある（甲1257・2枚目）。

しかし、小さな島の中で、感染者とそれ以外のものを隔離するための別施設や個室を備えた施設を確保することは不可能又は極めて困難である。特に祝島や平郡島では、小学校の体育館や地区館が唯一といつていい公共の避難所となりうる施設であるものの、いずれも老朽化し巨大地震に耐えられるとは到底いえないものであることは既述である。

また、密集を避けることも非現実的である。環境経済研究所の上岡直見代表は、「避難所は、1人当たり2平方メートルで雑魚寝前提です。地域の公民館などを床面積で割り振っているだけなので、物理的に距離を取って避難することがまず無理でしょう。」と内閣府の感染症対策措置が実効性のないことを指摘している（甲1256）。

さらに、避難所は、多数の人がおり、避難等によって体調を崩す人も出てくる中で、トイレ、風呂、洗濯の設備が十分ではなく、感染症が流行しやすい環境である。感染者や感染が疑われる人が出た場合に、専用スペースの確保や機材の準備などを迅速に行わなければ、感染拡大を止めることはできない。こういった避難所の衛生環境を整えるためには、自治体の職員やボランティアの手を借りる必要がある。しかし、新型コロナウイルス感染症を避難者らに移してはならないとボランティアが避難所へ来ることを控えたり、県外からのボランティアを受け入れない自治体も出てくると考えられる。

福島大学の天野和彦特任教授は、「状況によっては県外からボランティアを受け入れるのも難しく、行政職員も不足することが想定される。」と指摘する（甲1258）。

4 小括

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症対策と放射性物質からの防護は両立せず、新型コロナウイルス感染症対策を考慮したとする内閣府の示す避難計画は、債権者らを被曝から防護するものではない。特に、債権者らは高齢であり、新型コロナウイルス感染症が蔓延するリスクのある環境への避難は現実的ではない。

以上